

○総務省
経済産業省令第一号
国土交通省

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）の規定を実施するため、石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令及び石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

総務大臣 石田 真敏

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令及び石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部を改正する省令

（石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令の一部改正）

第一条 石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令（昭和四十七年
通商
建

産業省、運輸省、
設 省、自治省 令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第八までの規定中「~~ロキハニニニニ~~」を「~~ロキニニニニ~~」に改める。

(石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部改正)

第二条 石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令(昭和四十七年通商産業省運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。
自治省

様式第一から様式第三までの規定中「ロキハ」を「ロキ」に改める。

様式第四中「ロキハ」を「ロキ」に、「ロキハ」を「ロキ」に改める。

様式第五及び様式第六中「ロキハ」を「ロキ」に改める。

附 則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。